平成２９年（フ）第３０５号
山梨県甲府市塩部１丁目３番７号　県営塩部第一団地510号室、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条新田401番地８　メゾン山の都Ｂ103号
債務者　黒岩　昭夫（旧姓北村）
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０６号
山梨県甲府市塩部１丁目３番７号　県営塩部第一団地510号室、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条新田401番地８　メゾン山の都Ｂ103号
債務者　北村　華音
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
山梨県甲府市塩部１丁目３番７号　県営塩部第一団地510号室、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条新田401番地８　メゾン山の都Ｂ103号
債務者　北村信太郎
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
愛媛県宇和島市明倫町４丁目７番７号　城南ハイム７号
債務者　山本久美子
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第３６５号
大分市新栄町６－７中島ビル103　高野拓郎方、住民票上の住所大分県速見郡日出町大字藤原2233番地１　ハイツいずみ206
債務者　福岡　雅士
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９６号
山口県光市和田町24番21号
債務者　須崎　香織
１　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３４７号
北海道二海郡八雲町東町224番地11
債務者　佐藤　　哲
１　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５２号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山378番地７　徳島団地２号棟21号室
債務者　井口　美月
１　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５３号
北海道北斗市常盤１丁目７番２－103号
債務者　栄田キヨ子
１　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３５１号
盛岡市山岸３丁目31番10号
債務者　木村安祐美
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１８２０号
札幌市東区北48条東13丁目２番13号
債務者　山本　有里（旧姓川瀬）
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６３号
札幌市白石区平和通４丁目南３番６号　札幌市あけぼの荘
債務者　荒木　満也
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１８９号
札幌市豊平区平岸２条５丁目１番５－701号
債務者　盛岡麻里江
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１１号
札幌市中央区南17条西10丁目１番１－504号
債務者　堀　　勝美
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２５１号
札幌市手稲区前田３条４丁目１番９－504号
債務者　髙山　秀香
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６４号
札幌市中央区北12条西15丁目２番13号　ローヤルハイツ102号
債務者　上枝　　純
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２６８号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目13番10号　介護事業所　安暖手209号
債務者　石田千香子
１　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部